

【資料2】

あきたで暮らすための外国人向けガイドブック制作事業 業務委託仕様書

1. 業務目的

本業務は、秋田県内に住む外国人住民が、日本の習慣や行政制度、および本県固有の生活環境（冬季の留意点等）を理解し、安全かつ安心して日常生活を送れるよう、必要な情報を多言語で分かりやすくまとめた Web 用コンテンツを製作することを目的とする。

2. 委託期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 10 日（水）まで

3. 制作物の仕様

（1）形態

Web 掲載用データ（PDF 及び Word や PPT 等データ加工可能なデータ）

（2）ページ数

A 4 判換算で 20～40 ページ程度（10,000 文字程度）

（3）作成言語

やさしい日本語、英語、中国語（簡体字）、韓国語、ベトナム語、タガログ語

（4）納品形式

Web 掲載用データ（PDF 及び Word や PPT 等データ加工可能なデータ）、およびホームページ掲載に適したテキスト・画像データ一式（※紙媒体の印刷・製本は本業務に含まない）

4. 掲載項目

掲載項目は概ね以下のとおりとするが、実施過程における協議や県の意見等に基づき、柔軟に変更・追加を行うものとする。

第 1 章 「秋田県に来て最初にすることは？」

秋田県の基本情報/住む場所はどうやって決める？/役所で何をするの？/入国や日本の基本ルールをもっと知るためには？/【コラム】秋田の言葉「ゴミをなげる」って？

第 2 章 「守らないといけないルールは何？」

ゴミを捨てる時にルールはある？/近所にはどんな配慮をするといい？/【コラム】地域の絆を深める「クリーンアップ」/川と山と海で気をつけることは？/どうやって乗り物に乗るの？

第 3 章 「どうやって危険から身を守るの？」

どんな災害がある？/クマから身を守るには？/【コラム】秋田の山と生きる「マタギ」の文化/その他に気をつけることはある？

第 4 章 「雪国で暮らすには？」

水道が凍結したらどうしたらいい？/雪寄せはどうやってする？/冬に運転をしても大丈夫？/【コラム】冬の凍った道でも転ばない！

第 5 章 「病気やケガの時、困ったときにどこに連絡する？」

【資料2】

緊急のときにどこに電話ができる？/病院はどうやって探す/不安やトラブルを相談する所はある？/【コラム】困ったときは一人じゃない！地域の「助け合い」の輪

第6章 「日本語を勉強するには？」

日本語教室リスト/【コラム】ちょこっと秋田弁講座

第7章 「秋田県ってこんなところ」

5. 委託内容

県が提供する原稿案を、県の承認を得た上でデザイン作業及び翻訳作業を行うこと。なお、委託業務の詳細は次の3つである。

(1) Web 掲載用デザイン・レイアウト編集

外国人住民の視点に立った分かりやすく視認性が高いデザインであり、スマートフォン画面において、文字や図解が見やすい配置設計にすること。デザインはオリジナルのものとし、他団体等の使用、商標登録等がないか確認すること。

(2) 校正

県が提供する原稿案を使用してデザイン・レイアウト修正し、県が指定する期限までに提出すること。計3回程度の校正を経て最終的な成果物を確定すること。

(3) 原稿の翻訳

県が提供する原稿（日本語）について、6言語で作成する。翻訳も委託業務に含むが、6言語のうち英語、韓国語については、県が翻訳の上、提供する。

県が提供する原稿は、複数人の検討を経て適宜修正を行っているため、原稿が確定した旨、県の指示があってから、翻訳作業を行うこと。

なお、原稿の翻訳に当たっては、それぞれの言語を母国語とする外国人の確認を経ること。

6. 成果品

Web 掲載用ガイドブックをデータ（PDF 及び Word や PPT 等データ加工可能なデータ）で納入すること。

7. 著作権等

- (1) 本業務により制作される成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ）をすべて秋田県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本業務により制作される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者はその使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 受託者は県の承諾なしに、デザインを他に流用することはできない物とする。
- (4) そのほか、本業務の実施に当たり、著作権、肖像権、個人情報等を扱う場合は、関係法令を遵守し、適切に対応すること。

【資料2】

8. 実績報告書

委託事業を完了したときは遅滞なく、県に対して委託業務完了届を提出すること。

9. 検査

前条の業務完了届を受理したとき、県は速やかに報告内容についての検査を行う者とする。

10. 支払い

前条の検査に合格した後、受託者からの請求により委託料の支払いを行う。

11. その他

(1) 本業務の全てを第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を第三者に再委託することは、予め県に協議を行い、県が承認した場合のみ可とする。

(2) 本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務履行上必要とされる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図るものとする。